

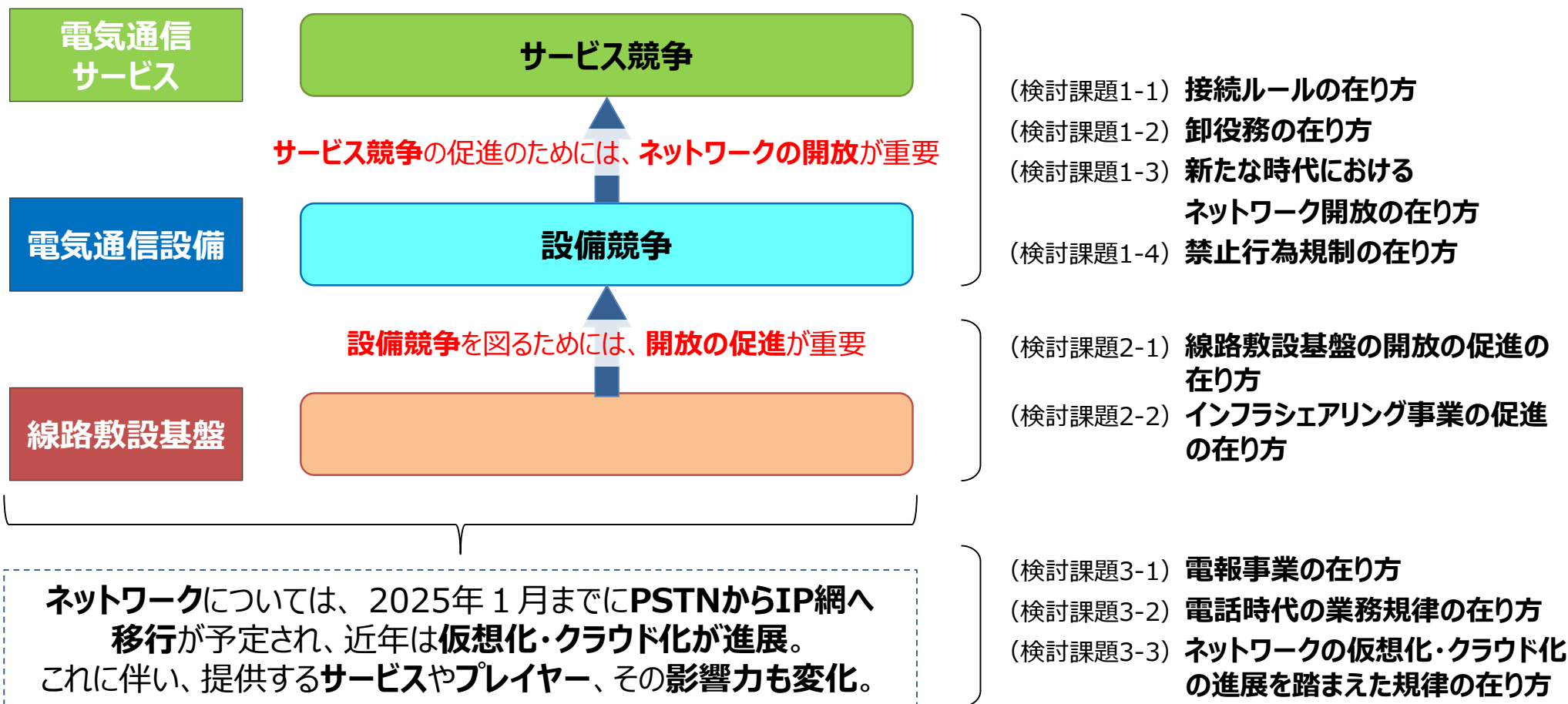


総務省

電気通信事業分野におけるその他の 公正競争ルール等の在り方に関する検討課題

令和 6 年 5 月 27 日
事務局

- 料金の低廉化やサービスの多様化・高度化には、サービス提供事業者同士のサービス競争の確保が必要であり、サービス競争を促進するためには、サービス提供に不可欠なネットワークの開放が重要。
- このため、接続・卸に関する規律とともに、サービス競争・設備競争における市場支配力の濫用を防止する観点から禁止行為規制が重要。
- 設備競争を図るためには、電気通信設備の設置に不可欠な線路敷設基盤について、開放の促進等が重要。



1. ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方

検討課題 1：ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方についてどう考えるか

- 他事業者のネットワークの利用に関しては、主に「**接続**」と「**卸役務**」による利用方式が存在し、
 - ①電気通信設備を相互に接続し、それぞれの事業者が、利用者に対し、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供する「**接続**」については、電気通信事業が、複数の事業者の電気通信設備が様々な形で**相互に接続されること**によって**利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることができる**ネットワーク産業であることに鑑み、事業者の事業展開に不可欠な設備（固定通信・一種指定設備）/強い交渉力の背景となる設備（移動通信・二種指定設備）と接続する際の条件等に関する**公平性・透明性、接続の迅速性を確保するための厳格なルール**がそれぞれ設けられている。
 - ②他方、他の事業者から提供を受けた電気通信役務を用いて利用者に対し電気通信役務を提供する「**卸役務**」については、**事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供**を可能とするため、**相対契約を基本**としつつ、一種/二種指定設備を用いる卸役務の提供に関して、交渉の優位性・情報の非対称性を是正し、**協議がより実質的・活発に行われるための規律**が設けられている。
- また、一種/二種指定設備に起因する**市場支配力の濫用の防止**の観点から、**一種指定事業者及び二種指定事業者のうち収益シェアの高い者**に対して、接続関連情報の目的外利用・提供の禁止や、他の事業者への不当な優遇等の禁止等、他事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある行為を類型化してあらかじめ禁止する**禁止行為規制**等が課されている。
- ネットワークの開放については、**接続の円滑化、接続ルール**を通じた競争環境の整備に始まり、モバイル化・ブロードバンド化の進展による**卸役務の利用拡大**とそれに伴う**卸役務に関する規律の強化**が図られてきたほか、**禁止行為規制等の公正競争ルールが整備**されてきたところ、**PSTNからIP網への移行、仮想化・クラウド化の進展**といった**市場環境の変化を踏まえ、時代に即した「接続」、「卸役務」、「禁止行為規制」の在り方についてどう考えるか**。特に事業者等から意見のあった次の項目についてどう考えるか。

(規制内容)	接続			卸役務
	一種指定事業者（固定通信）		二種指定事業者（移動通信）	一種・二種指定事業者
約款規制	○ 接続約款の認可		○ 接続約款の届出	×（卸役務の種類等の届出）
貸出料金 規制	○ 適正原価＋適正利潤		○ 適正原価＋適正利潤	×（役務提供義務、情報提示義務、卸料金に関する検証により適正性を担保）
	（電話網） LRIC方式	（光ファイバ等） 実際費用方式	実際費用方式	
接続会計 制度	○ 接続会計の整理・公表		○ 接続会計の整理・公表	×
網機能 提供計画	○ 提供計画の届出・公表		×	×
	禁止行為規制			
	一種指定事業者（固定通信）	二種指定事業者（移動通信）		一種・二種指定事業者
		収益シェア高	その他	
情報の目的外 利用・提供	○ 接続関連		○ 接続関連 ×	×
不当優遇等	○ 他事業者		○ グループ内 ×	同左
不当規律・干渉	○		× ×	同左
その他	○ 役員兼任禁止、 周辺業務の不利な扱い等		× ×	同左

（検討課題1-1）時代に即した接続ルールの在り方

- 主要なネットワークを保有する事業者に対して、**接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を確保**するため、約款規制等の**接続ルール**が定められているところ、NTTが独占的なシェアを占める**メタル固定電話**については、非効率性を排除するために接続料の原価算定でLRIC方式が採用されるなど、**厳格な規律**が定められている。
- メタル固定電話については、2025年1月までに**PSTNからIP網に移行予定**であり、**メタル設備は2035年頃を目途に縮退**せざるを得ないとNTTが表明している中、LRIC等の電話時代の規制・ルールは廃止すべきとの意見があるが、LRICはメタル固定電話以外を含む**固定電話の単一の接続料の算定方法の一部として用いることとされている**ほか、メタル固定電話を用いた**ユニバーサルサービスのコスト算定に用いられている**ことも踏まえ、**メタル固定電話に関する今後の接続ルールの在り方**についてどう考えるか。

（検討課題1-2）時代に即した卸役務の在り方

- 卸役務については、**MNOによるMVNOへの卸役務の提供や、NTT東西による光回線の卸売サービス等が増加**しており、多様な事業者が参入して多様なサービスが展開されている。
- このように**卸役務の利用が拡大**する中、卸役務については、事業者の創意工夫を促す観点から**相対契約が基本**とされ、約款規制等は課されていない。
- その一方で、公正競争の確保の観点からは、指定設備を用いる**卸役務の適正性等の確保が重要**であるため、**ガイドライン※に基づく卸料金の適正性の検証**、料金算定方法等の**卸役務に関する情報提示義務の創設**や、禁止行為規制適用事業者については**不当な優遇等の禁止に係る検証**が行われているところ、今後の卸役務の在り方についてどう考えるか。例えば、どのような事項に留意しながら検証・実態把握を行うべきか。

（検討課題1-3）新たな時代におけるネットワーク開放の在り方

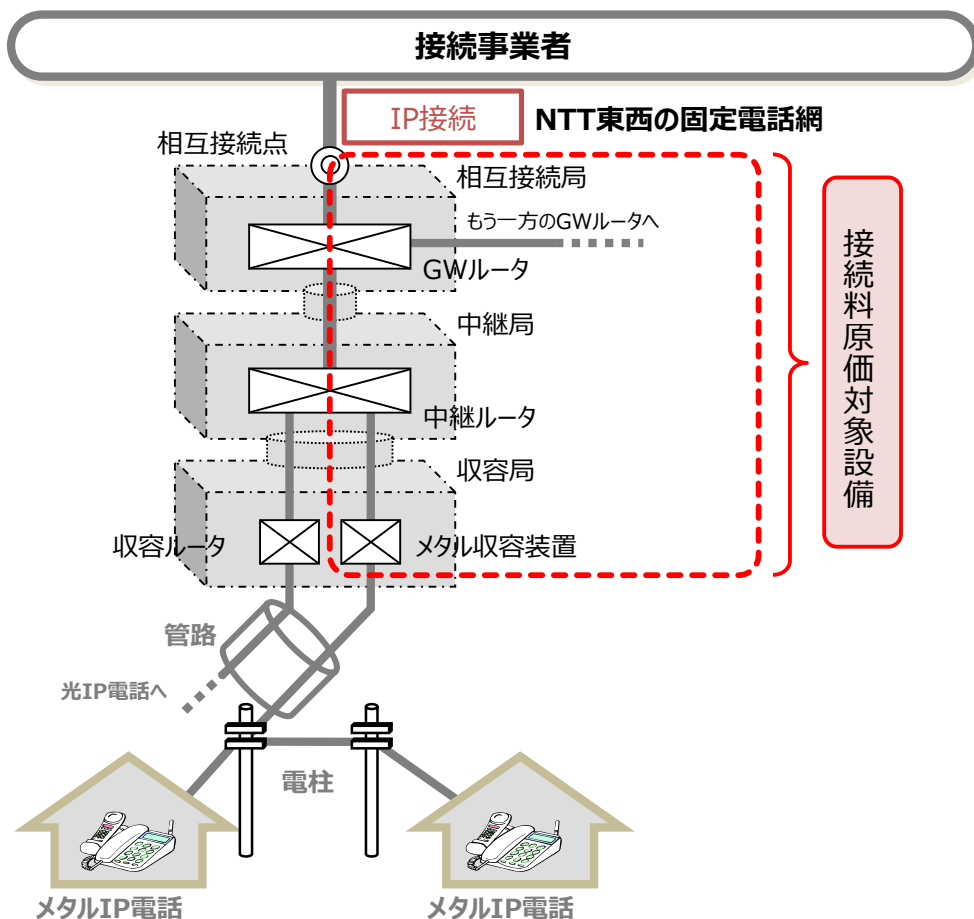
- 近年、仮想化技術等の進展により、仮想化した機能のクラウドへの移管や、クラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が実現されるようになってきている。
- 例えば、普及が進む5Gについては、5Gならではのサービスを実現できる**SA方式**について、**ネットワークの仮想化、スライシングの導入等による開放**がサービス競争の促進に重要であるところ、主な利用形態としては①**ライトVMNO**（スライス卸、API開放）、②**フルVMNO**（RANシェアリング）が想定されており、特に**ライトVMNOは従来の物理的な「接続」を伴わない形での新たなネットワークの利用形態**である。
- いずれの利用形態についても、MVNOが実現したい**サービス提供イメージを具体化**し、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことが必要であるが、**5G（SA）を含む新たな時代におけるネットワークの開放の在り方**について、事業者間協議を加速し、その機能開放を促すためには、**どのような方策が考えられるか**。

（検討課題1-4）時代に即した禁止行為規制の在り方

- 市場支配力の濫用を防止し、公正競争を確保する観点から、一種指定事業者及び二種指定事業者のうち収益シェアの高い者に対して禁止行為規制が課されているところ、特に移動通信分野における**禁止行為規制の適用対象事業者**については、現在、**市場シェア等を踏まえてNTTドコモのみが指定**されている。
- これについて、特に交渉力が極めて高い事業者として**NTTドコモに加えてKDDI、ソフトバンク等に対しても禁止行為規制を課すべき**との意見がある一方、NTTドコモのシェアが低下し競争優位性がなくなっているため**NTTドコモだけに課すことは適当でない**との意見や、NTTドコモは「特別な資産」を有するNTT東西と同じグループである点で事情が異なり、**市場支配力を有すると指定されていない者に対して禁止行為規制を課すことは適当でない**との意見もあることを踏まえ、**指定の基準の在り方をどう考えるか**。
- また、禁止行為規制は、①**接続関連情報の目的外利用・提供の禁止**、②他の事業者への**不当な優遇等の禁止**、③製造業者等への**不当な規律・干渉の禁止**等が主な内容となっているところ、卸役務の利用拡大、通信市場を取り巻くプレイヤーの変化等の市場環境の変化を踏まえ、**禁止行為規制の内容についてどう考えるか**。

- **長期増分費用（LRIC：Long-Run Incremental Costs）方式**は、**接続料の原価算定**において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために、平成12年の電気通信事業法改正により導入した方式。NTT東西の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、**現時点で最も低廉で効率的な設備と技術**により構築・運営した場合の費用を算定する。

接続機能・接続料原価のイメージ（IPの場合）



LRICモデルの策定及びその適用の決定

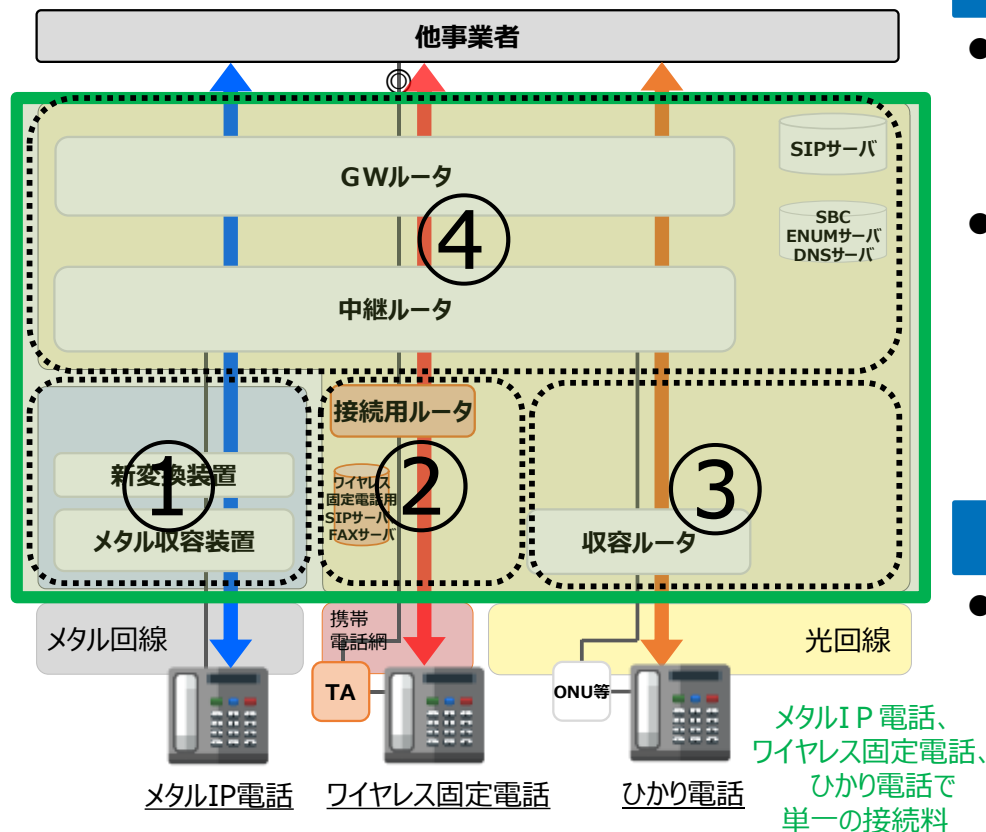
- **LRICモデルの策定・見直し**
接続料原価を算定するためのLRICモデルを策定・見直し。
 - **接続料算定の在り方の決定**
LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。
- ※ 2～3年毎に実施。令和4年度からは、第8次PSTNモデルと第9次IPモデルを組み合わせで適用。



接続料の算定及び接続約款への反映

- **入力値の見直し**
毎年度、接続料算定に必要な**需要・パラメータ**（回線数、設備単価、耐用年数等）を**最新の値**に見直し。
- **接続約款の変更**
上記のLRICモデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東西が接続約款変更の認可を申請。
 <参考 令和6年度の認可接続料>
 加入電話・メタルIP電話接続機能： 9.11円／3分
 ※ 毎年度実施。

- IP網への移行後（令和7年1月以降）におけるメタルIP電話の固有設備の接続料の算定については、LRICモデルを適用することが適当とされている。



メタルIP電話固有設備の接続料の算定方法

- 情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」（令和3年9月）において、メタル収容装置及び変換装置により提供されるメタルIP電話の収容に係る機能等の接続料原価算定には、LRIC方式を適用することが適当とされた。
- また、同審議会の「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申（案）（令和6年3月）においても、メタルIP電話の固有設備（メタル収容装置及び新変換装置）の接続料の算定については、第9次IP-LRICモデルの「メタル収容装置（メタル回線収容機能）」及び「メタル収容装置～中継ルータ間の伝送路（一般中継系ルータ接続伝送機能）」の部分適用することが適当とされている。

同一の接続料の算定方法

- 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申（案）において、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料について同一の接続料を算定するに当たって、これらに係る設備の固有部分（①、②及び③）については、各接続料を算定し、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均する方法が適当であり、それに共通部分（④）の接続料を加えることによって同一の接続料を算定することが適当とされている。
- この際、通信回数単位の接続料については通信回数比で、通信時間単位の接続料については通信時間比で加重平均することが適当とされている。

- **卸電気通信役務は相対契約を基本**とするが、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務（指定設備卸役務）の提供については、指定設備を設置する事業者（指定設備設置事業者）に対して、**指定設備卸役務の提供に関する情報を総務大臣に届け出る義務**（総務大臣は当該届出の内容を**整理・公表**）が課されている（平成27年改正）。
- また、指定設備設置事業者の交渉上の優位性・卸先事業者（MVNO等）との間の情報の非対称性を是正し、**協議がより実質的・活発に行われるための環境整備**として、下記の規律等が整備されている（令和4年改正）。
 - ✓ 特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少くない指定設備卸役務）を**提供する義務**、
 - ✓ 特定卸役務に関する**協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務**

指定設備卸役務

※指定設備：NTT東日本・西日本の一種指定設備（固定系）、NTTドコモ・KDDI・沖縄セルラー・ソフトバンク・WCP・UQの二種指定設備（移動系）

- **総務大臣への届出義務**（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少くない指定設備卸役務）

- **役務を提供する義務**

【特定卸役務の範囲】

- ・携帯電話サービス（4G・5G）・全国BWA
- ・FTTHアクセスサービス 等

- **協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務**

【提示する情報】

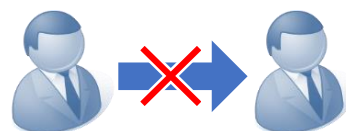
- ・接続料相当額（FTTHアクセスサービスについては指数）
- ・卸料金と接続料相当額の差額の用途（※）

※光サービス卸の運営に係るコスト（注文受付等のシステム・人件費）、
光サービス卸の卸先事業者の支援に係るコスト（奨励金、工事費等の割引等）等

<卸協議の適正化イメージ>

これまでの卸協議

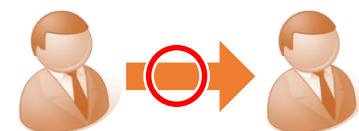
指定設備設置事業者（MNO等） 卸先事業者（MVNO等）



⇒卸先事業者からの
具体的な提案が困難

規律整備後の卸協議

指定設備設置事業者（MNO等） 卸先事業者（MVNO等）



⇒卸先事業者からの
具体的な提案に基づき協
議が進展

役務提供義務
情報提示義務

卸検証

- 指定設備卸役務のうち、一部のものに関しては、接続との代替性に着目し、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月総務省策定）に基づく検証が行われている。
- 現在、NTT東西の光サービス卸については、事業者の自己検証（その他検証・時系列検証）を、MNOのモバイル音声卸については、代替性の有無の検証を毎年度実施している。

- 平成27年2月よりNTT東西が提供している光回線の卸売サービス（以下「サービス卸」という。）については、料金その他の提供条件の適正性及び公平性を確保する観点等から、NTT東西は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）により届出対象事業者（※1）との間の契約内容について届出を行うことが義務づけられているとともに、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（以下「サービス卸ガイドライン」という。）を踏まえた対応状況について総務省に報告することが要請されている。
- 総務省において、NTT東西からの届出及び報告等により料金その他の提供条件について適正性・公平性の観点から確認を行ったところ、電気通信事業法上問題となるような事実は確認されなかった。

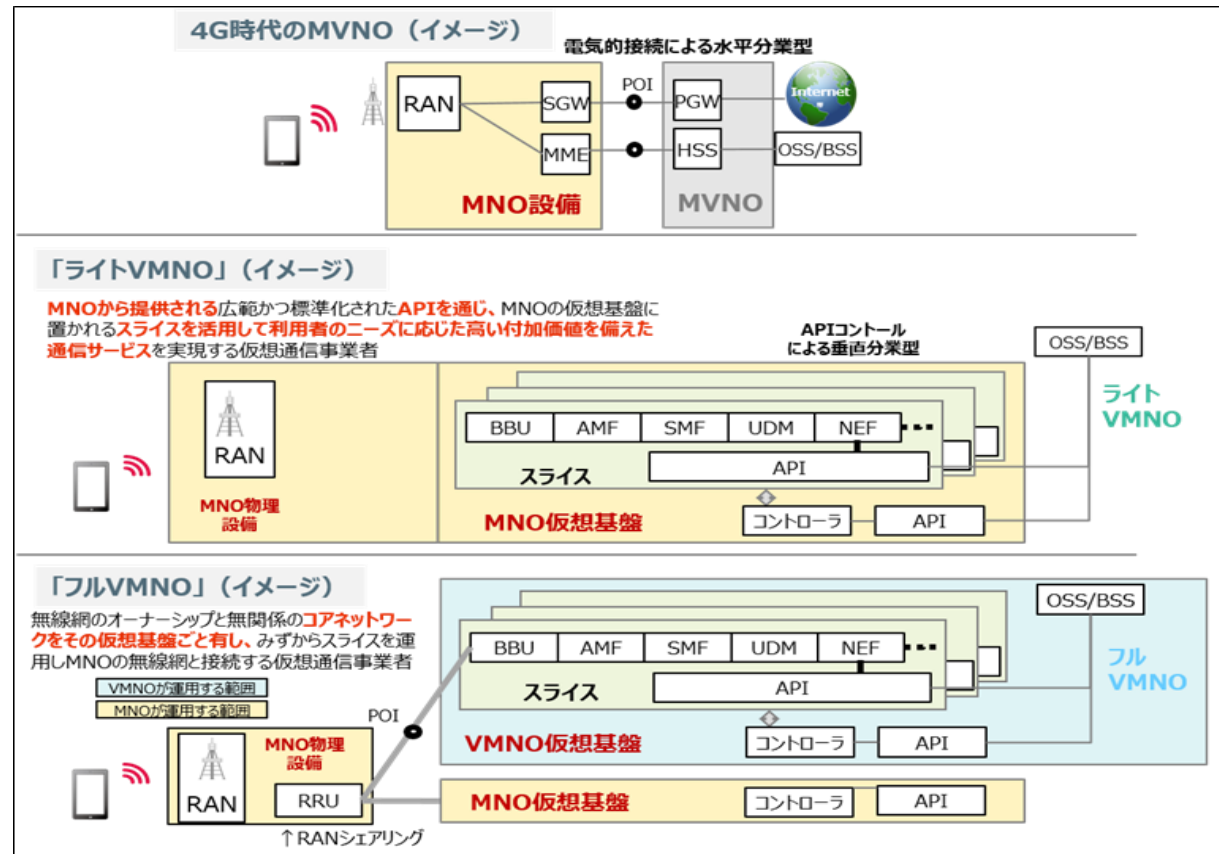
具体的観点	確認結果
NTT東西におけるサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応の <u>適正性</u>	・ サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、<u>電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実は確認されなかった。</u> ・ また、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和4年度）」に基づく検証を行ったところ、現時点では、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われている事実は確認されなかった。
NTT東西の各卸先事業者に対する取扱いの <u>公平性</u> （届出内容により確認できる範囲）	・ NTT東西から届出された各届出対象事業者との間の契約内容（届出契約内容）（※2）について、総務省において事業者間の差異を確認したところ、<u>公平性という観点から電気通信事業法上問題となるような事実は確認されなかった。</u> ※2 電気通信事業法施行規則第25条の5の規定により提出された届出書、契約書その他の書面

※1 光サービス卸の提供を受ける全ての電気通信事業者との契約内容（卸電気通信役務の内容・料金等）が、NTT東西による届出の対象とされている（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第25条の7第4号）。

さらに、次のいずれかに該当する電気通信事業者との契約については、契約書等の写しの添付も求められる（同令第25条の5、第25条の7の3）。

- ① NTT東西の特定関係法人であって、NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が5万以上の電気通信事業者
- ② NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数50万以上の電気通信事業者
- ③ その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（移動通信事業者）

- 5Gは、NSA方式（4Gのコアネットワークにより4Gの基地局と5Gの基地局を連携させて動作させる方式）から、SA方式（4Gのコアネットワークから独立した5Gのコアネットワークによる5Gの基地局を単独で動作させる方式）へ順次移行。
- **5G（SA方式）の導入に伴い、ネットワークの仮想化、スライシングの導入、クラウド等他社設備利用の拡大など、公正な競争環境の確保に影響を与える環境変化の進展が想定。**
- 4Gでの接続形態である「L2接続」や「L3接続」については、5G（SA方式）では、「**L3接続相当**」は**各MNOで開放済**である一方、**MVNOの要望が強い「L2接続相当」**は事業者間協議中であるものの、MVNOへの**情報提供が少ない等の課題**。
- **5G（SA方式）の特徴（スライシング等）を生かしたサービス提供を可能とする接続形態としては、①ライトVMNO（スライス卸／API開放）、②フルVMNO（RANシェアリング）の主に2つがあるが、MNOによる提供時期が未定等の課題。**



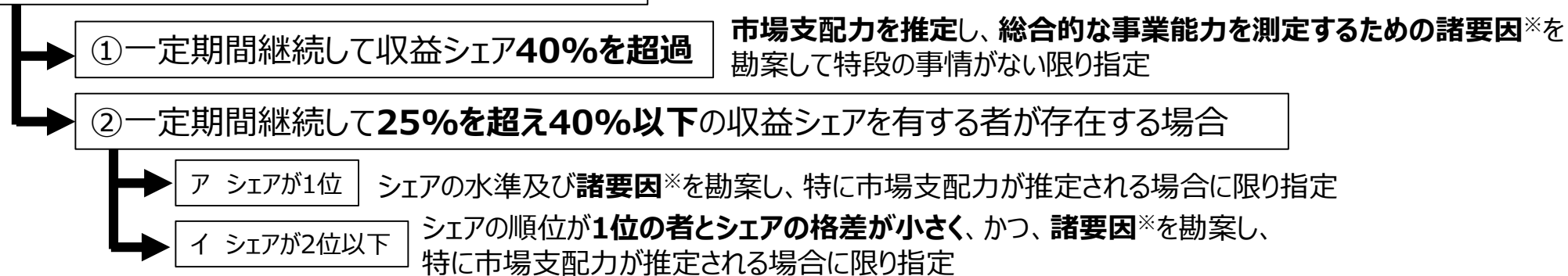
※「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書より引用

電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方
(令和5年4月20日改定)

禁止行為等規定適用事業者（電気通信事業法第30条第1項）

指定事業者：NTTドコモ

二種指定事業者のうち、収益シェアが25%超



※ 事業規模（資本金、収益、従業員数）、市場への影響力・ブランド力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在 等

禁止行為の相手方となる電気通信事業者（電気通信事業法第30条第3項第2号）

指定事業者：NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTBP、NTT-ME、NTTデータ、NTTPC、NTTメディアサプライ

禁止行為等規定適用事業者の子会社、親会社、兄弟会社等のうち、

- ・ 移動通信分野の電気通信役務やこれとのセット提供等が想定される電気通信役務※のいずれかを提供し、
- ・ 当該電気通信役務のいずれかの契約数等が継続して5万以上であるもの

を指定

※ 携帯電話、PHS、加入電話、IP電話、インターネット接続サービス、FTTHアクセスサービス 等

構成員限り

(検討課題1-1) 時代に即した接続ルールの在り方

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- NTT東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に公平にネットワーク提供等を行っていく考えですが、今後、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえても、**電話時代の規制・ルール**（LRIC方式による固定電話の接続料算定やプライスカップ規制等）は**廃止すべき**と考えます。（NTT）
- 音声市場については、直近10年でトラフィックが25%減少する等、今後も市場は縮小傾向にあるため、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期に来ており、全事業者へのビル&キープ方式の導入等、環境変化に応じた制度整備の検討が必要と考えます。一方、**LRICは、接続料算定のみならず、ユニバーサルサービス制度における補填額の算定等にも活用され、交付金規模の肥大化を防止する等重要な役割も果たしており、そのような必要な規制・ルールまで廃止することは適切ではない**と考えます。（KDDI）
- メタルOABJ電話は現状においても約1,400万加入存在し、電話のみのニーズも依然高い。メタル縮退後も光等電話単体サービスへの円滑な移行を実現するうえで不当な競争やNTT独占を排除する制度維持が必要。第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機等の接続料算定にはLRIC方式が適用されているが、これは実際費用方式による接続料算定では情報の非対称性があることや第一種指定電気通信設備設置事業者の非効率性の排除の点で一定の限界があったことから導入されたもの。2025年1月のIP網移行後の接続料算定の一部(メタルIP電話)において引き続きLRIC方式が用いられることとなっており上述の課題を解消するためには**今後もLRIC方式は有用であることから廃止すべきではない**。（ソフトバンク）
- NTT持株及びNTT東西が承継した「特別な資産」は、今後も我が国のすべての電気通信サービスの基盤となる。NTT法の第一条の目的に定められる、「安定的な電気通信役務の提供の確保」の必要性は、現在においてむしろ増しており、変わるものではない。特に、**LRICについては、電話のユニバーサルサービス交付金制度の交付金の設備管理部門コストの算定にも用いられていることを鑑みれば、「安定的な電気通信役務の提供の確保」のための電話時代の規制・ルールの必要性についても変わるものではない**。（楽天モバイル）

(検討課題1-2) 時代に即した卸役務の在り方

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- 卸については接続と異なり、相対契約を基本とするビジネスベースであることから、サービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、**規律は必要最小限であるべき**と考えます。(NTT)
- 卸電気通信役務は、本来ビジネスベースの自由な契約により、多様なプレイヤーとの協業や価値創造等を促進し、市場の活性化に寄与するものです。したがって、**規制は必要最小限であるべき**と考えます。(KDDI)
- 市場独占性が存在、且つ、接続との代替性が不十分な卸役務については、ビジネスベースでなく**接続に準じた規制適用の検討が必要**。具体的には光サービス卸やひかり電話ネクスト卸などが上記規制を要する卸と考えられる。透明性や適正性確保のため、卸料金の原価(接続料相当額)との連動性、年度頭の料金改定及びコスト構造の異なる東西における別料金設定を実現すべき。(ソフトバンク)
- NTT東西の第一種指定電気通信設備への接続の公平性及び「特別な資産」の提供の公平性が実効的に担保されていることを前提として、卸電気通信設備については接続と異なり、ビジネスベースであることから、**規律は最小限であるべき**。(楽天モバイル)
- 卸役務の価格・条件の透明化、公平・無差別な提供確保が必要。**接続と同等レベルで規制・検証が必要であることから、法制度化すべき**。(ケーブルテレビ連盟)
- 卸役務への規律は、MVNOやFVNOが安定的に事業を行い、役務を利用者に提供するために必要不可欠な規律であって、**今後も維持されるべき。規律の対象役務や規律の内容は、5G(SA)等時代の変化に即して継続的に見直されるべき**。(テレサ協)
- **光サービス卸は接続と同等レベルで規制・検証がなされるべき**と考えます。光サービス卸のキャリアズレート化も含む**接続メニュー化が検討されるべき**と考えます。(JAIPA)

(検討課題1-3) 新たな時代におけるネットワーク開放の在り方

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- 5G (SA) サービスの普及促進に向けては、ユースケースの創出を図りながら、ユーザニーズや技術的課題を踏まえつつ、必要な制度検討を進めていくことが重要と考えます。機能開放のあり方についても、上記と並行して、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化したうえで、**MNOとMVNOの相互理解を深め、協議を進展させていくことが重要**であると考えます。(NTT)
- 5G (SA) の機能開放の4類型については、接続料研究会でも議論が行われており、当該報告書を踏まえつつ、今後においても、MVNOサービスの円滑な提供に向け、MVNOと相互理解を深めながら、適時適切に情報提供などを行い真摯に協議に応じていく考えです。現にL3接続相当については、機能提供に係る情報提供を実施しており、L2接続相当に関しても、国際標準化の動向を踏まえつつ検討可能な範囲から協議を実施しております。したがって、まずは、その**協議状況について注視することが適当**と考えます。なお、フルVMNO (RANシェアリング) については、設備や無線リソースの制御方法やトラフィック制御の在り方等の広範な技術的課題が多くあり、実現可能性から議論が必要であると考えております。(KDDI)
- **MVNOに対しては5Gの機能開放に向け前向きに対応中**。ライトVMNO(MNO提供のAPIを通じて仮想基盤スライスを利用する形態)について、MVNOがモニタリング等一部機能を利用可能な提供形態を提示し自主的に利用意向を確認。L2接続相当については要望事業者と接続方法等を協議中であり、実現時期についても国際標準化の確定(2024年3月完了予定)を受けベンダ開発着手の目途が立つ想定であることから、具体的な提案が可能となる見込み。RANシェアについては、無線リソースの制御等への影響と国際標準化が課題との共通認識のもと、具体的要望があれば検討を進める予定。(ソフトバンク)
- いずれの機能開放の形態においても、MVNOが実現したいサービス提供イメージの具体化がまず必要である。サービス自体の提供イメージが定まらず、需要の有無がわからない機能開放の開発をMNOとしては進めることが難しいため、**引き続きサービス提供イメージの具体化を促進する必要がある**。(楽天モバイル)
- 現状では5G (SA) はMNOが現に自社の利用者向けに提供していないものとして特定卸電気通信役務には指定されていない。MVNO各社からは**5G(SA)の卸協議について**、卸元提供事業者(MNO)からの情報開示不足や、国際標準化の遅れを理由とした具体的検討の停滞などの課題が生じているとの声もあり、これらの卸協議の**状況の注視が必要である**。また、MNOによる自社利用者への5G(SA)の提供が進んでいることを踏まえ、**5G(SA)の特定卸電気通信役務への指定の要否やそのタイミングを検討すべき**である。(テレサ協)

(検討課題1-4) 時代に即した禁止行為規制の在り方

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- NTTドコモに課せられている規制について、モバイル市場での競争の進展に伴い、NTTドコモの携帯電話等の契約数シェアは、分社時に約6割だったものが、現在は約4割以下（2023年9月末時点で35.2%）まで減少する等、競争優位性はなくなっている。また、MVNOに対する影響力にMNO 3社の差異はなく、**NTTドコモのみに事前規制や事後的な検証を課されることは適当ではない。**（NTT）
- 禁止行為規制は、「公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止する」という市場支配力を根拠とした規律であるため、市場支配力を有する電気通信事業者に適用されるものです。市場支配力を有する電気通信事業者に指定されていない事業者に、本規律を適用すべきとの見解は、上記の趣旨を踏まえると、適当ではないと考えます。また、「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート」には、「令和4年度における未指定事業者に対する実態把握の結果を踏まえると、現時点において、未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられない」との記載もあり、**市場支配力を有すると指定されていない電気通信事業者に、本規律を適用すべきとの見解は、適当ではない**と考えます。（KDDI）
- ガイドラインに規定される収益シェア等の要件や昨今の特別な資産を有するNTT東西や旧NTT分離会社との構造的な資本関係の高まりを踏まえれば、公正競争環境に影響を与える蓋然性が依然として高いため、**NTTドコモへの禁止行為規制維持が必要。当社をはじめとする他の第二種指定電気通信設備設置事業者については、上記とは明確に事情が異なり、且つ対MVNO観点においても多様な取組みにより公正競争環境を確保できている認識のため、禁止行為規制の適用はあり得ない。**我々はMVNO事業者に対してデータ接続料や接続ルールなど、交渉上の優位性を濫用しないようルール形成が並行して行われているため十分対応している。（ソフトバンク）
- NTT持株・NTT東西の業務範囲等の規律は、「特別な資産」を承継した特別なグループであるNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止するために不可欠と認識している。今後の5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠である。2020年のNTTドコモ完全子会社化により、上記の重要性はさらに増しており、モバイルネットワークの基盤となる「特別な資産」の公平性を担保する観点からも、引き続き禁止行為規制を**NTTドコモに課すことが適当。**（楽天モバイル）
- 移動通信においては、現行の規律を維持するだけでなく、MNOが競争事業者であるMVNOに対して高い交渉優位性を保持しているなかで、MVNOが公正競争環境のもと事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、**現行のNTTドコモに加えて、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対しても、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制を早期に適用することを求める。**（テレサ協）

2. 線路敷設基盤の開放の促進等の在り方

検討課題 2：線路敷設基盤の開放の促進等の在り方についてどう考えるか

- 設備競争の促進のためには、電気通信設備の設置に不可欠な**線路敷設基盤**について、**公平な利用の確保等が重要**であり、**線路敷設基盤を円滑に利用できる**ようにするとともに、その上に**電気通信設備を構築しやすく**することが必要となっている。
- これを踏まえて、**線路敷設基盤の開放の促進等の在り方についてどう考えるか**。特に事業者等から意見のあった以下の項目についてどう考えるか。

（検討課題2-1）線路敷設基盤の開放の促進の在り方

- ・ 線路敷設基盤の公平な利用の確保については、現在、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」において、線路敷設基盤を保有する者による**公平な提供等の原則**が規定されているところ、NTTの電柱等の利用に当たって、強度不足で申請を拒否された場合に**算定根拠を提示してほしい**との意見や、電気事業者と同様のタイミングで**早期に利用申請を可能としてほしい**との意見等があることを踏まえ、線路敷設基盤の開放の促進の在り方についてどう考えるか。

（検討課題2-2）インフラシェアリング事業の促進の在り方

- 電気通信設備の設置に不可欠な線路敷設基盤を整備するためには、長大な線路を敷設するために所有者の異なる土地を点々とつなぐ必要があることや、電柱建設等のための土地使用によって生じる損失は軽微であることから、**電気通信回線設備を設置する電気通信事業者**においては、総務大臣の認定を受ける（認定電気通信事業者）ことで、**簡易な手続により他人の土地等を使用する権利（公益事業特権）を行使することが可能**となっている。
- 認定電気通信事業者でないインフラシェアリング事業者は、認定電気通信事業者の認定電気通信事業の用に供する線路等を設置するための鉄塔等を設置する場合においても公益事業特権を行使することができないことから、事業者から、**インフラシェアリング事業者が公益事業特権を行使することを可能**とするよう要望があったところ、**インフラ整備の促進の観点や生じうる私権への制限等を踏まえ、インフラシェアリング事業者等に対して公益事業特権を付与することについてどう考えるか。**

- 電気通信事業法では、**認定を受けた電気通信事業者**について、**線路等の設置のための土地等の使用权（公益事業特権）に係る協議**に関する規律を設けている。
- 協議に関する認可・裁定の運用基準として、「**公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン**」を策定。
- この**ガイドライン**では、電柱・管路等の**貸与申込手続**や**貸与拒否事由**等を規定。

※ このほか、NTT東西においては、接続関連の規律として、一種指定設備との接続に必要な電柱等の使用に関する条件を接続約款に定めることとされている。

土地等の使用の円滑化に関する枠組み

電気通信事業の**認定**

土地等の使用权の設定に関する協議についての**認可**

土地等の使用权の設定に関する**協議**
※協議不調・不能の場合は**裁定**

土地等の使用权の設定、土地等の使用

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン

【主な内容】

- ・ 電柱・管路等の貸与申込手続
- ・ 貸与拒否事由
- ・ 貸与期間
- ・ 貸与の対価

電気通信事業の認定（電気通信事業法第117条）

- 電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者又は営もうとする者は、「公益事業特権」の付与を受けるため、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について認定を受けることができる※（第117条）。

※ 主な認定電気通信事業者： NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JCOM、エネルギア・コミュニケーションズ等

- 「公益事業特権」の付与に伴い、認定電気通信事業者は、事業開始の義務（第120条）、役務の提供義務（第121条）、事業年度ごとの会計報告（報告規則第6条）等の義務も同時に課される。

認定電気通信事業者数の内訳

登録電気通信事業者	219
届出電気通信事業者	60
計	279

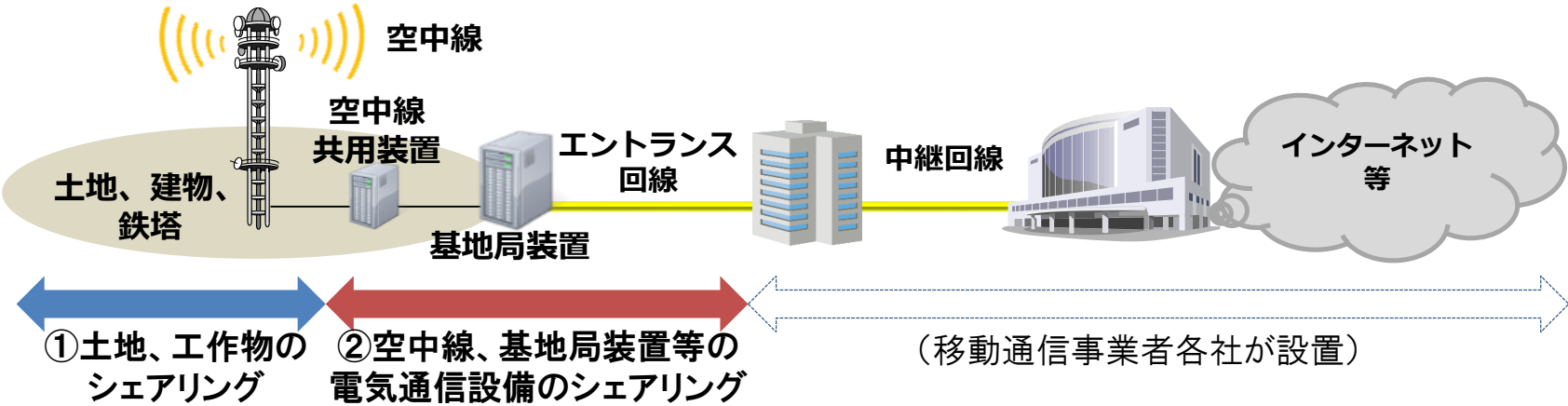
（令和5年5月31日時点）

「公益事業特権」の付与

- 認定電気通信事業者は、線路等を設置するため、電気通信事業法上、以下のような特権を付与される。
 - ・ **他人の土地等の使用権の簡易な手続による設定**（第128条）
 - ・ 土地の所有者等との協議が不調又は不能の場合、総務大臣に対する**裁定**申請（第129条）
 - ・ 線路に関する工事等のため、**他人の土地等の一時的使用**（第133条）
 - ・ 線路に関する測量及び実地調査等のため、**他人の土地への立入り及び通行**（第134条、第135条）
 - ・ 植物が線路に障害を及ぼす場合の**植物の伐採**（第136条）
 - ・ **公用水面に水底線路を敷設する場合の届出**等の手続（第140条）
 - ・ **水底線路の保護区域の設定**等（第141条、第143条）
- 一定の基準を満たす場合は、「道路占用許可」が与えられなければならない（義務占用、道路法第36条）等、他の法律（土地収用法、道路法、下水道法、自然公園法等）の規定による公益事業特権も利用可能となる。

「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」

- 5Gの導入に当たって、鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要となることを踏まえ、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、関係法令の適用関係について明確化を図るもの（平成30年12月策定、令和4年8月改正）。



	①土地、工作物のシェアリング	②空中線、基地局装置等の電気通信設備のシェアリング
事業の登録/届出	電気通信設備に該当しないため、不要	電気通信設備に該当するため、必要
無線局の免許	不要	空中線、共用装置等：不要 基地局装置：必要
提供条件等	電柱・管路ガイドラインに基づき、公平・公正な条件で提供	接続・共用・卸ルールに基づき、公平・公正な条件で提供
協議不調の場合	総務大臣の協議命令・裁定、電気通信紛争処理委員会によるあっせん、仲裁を申請可能	
一体的提供の場合	①、②を一体的に提供しようとする場合も、移動通信事業者は、①、②ごとに、それぞれに適用される規律等に基づき提供を受けることが可能	
聴取範囲の明確化	インフラシェアリング事業者が移動通信事業者との間で協議を行う場合、インフラシェアリング事業者自身やこれと資本関係を有する者等が移動通信事業を行う場合もあり得ることから、移動通信事業者の競争上の地位を危うくすることがないよう、移動通信事業者の事業計画等の聴取範囲を限定	
コンタクトポイント	一元的な窓口(コンタクトポイント)の設置や、標準的な事務処理手続の公表が望ましい	

(検討課題2-1) 線路敷設基盤の開放の促進の在り方

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- 線路敷設基盤については、NTT法ではなく、電気通信事業法や「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」において、安定的かつ公平な提供義務のルールが確立している（提供義務、事業者への公平性確保、料金等提供条件の認可制度）。NTT東西は、メタル縮退後も光回線を引き続き維持・拡大し、基地局回線の提供義務やブロードバンドのユニバーサルサービスの最終保障提供責務を担っていく考えであり、**電柱や管路・とう道等の線路敷設基盤については、引き続き必要な基盤として維持するとともに、他事業者にも公平に提供していく。**（NTT）
- 平時は勿論、災害や安全保障上の脅威に対して「特別な資産」を法的に保護し、我が国の通信の安定性とともに、安全性・信頼性を確保することが必要。（例：災害時の携帯電話の本格復旧には、基地局までの光ファイバや電柱管路などの補修が必要。我が国の社会経済活動の維持に不可欠な通信の自律性を確保し、安定的なサービス提供を他国から妨害されないようにする必要あり。）重要設備の譲渡・担保制限の対象として局舎等の線路敷設基盤が含まれていないことが課題、**速やかに「特別な資産」の全てを対象として制度化すべき。**上記制度化は、25兆円もの資金を投じて構築された特別な資産を売却・担保に供することなどで本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことによる、NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障が起こる懸念を抑止する機能を担うことにも通じる。（ソフトバンク）
- 局舎等、今後のわが国のすべての通信事業者のサービス提供の基盤となる線路敷設基盤について、電気通信事業法において貸し出しの公平性が担保されているのは、第一種指定電気通信設備に関するごく一部に限られる。今後の電気通信サービスにおいて、線路敷設基盤を含む「特別な資産」の重要性がさらに増大することも想定されることから、電気通信事業法のみならず、設備貸出ルール等を規律する**電通法と、業務範囲規定や累次の競争条件とを規律するNTT法との両輪により、「特別な資産」の公平性を引き続き担保することが、公正競争確保の観点から不可欠である。**（楽天モバイル）
- 整備計画・審査基準の情報開示、審査期間短縮、第三者による監査の**制度化が必要。**（ケーブルテレビ連盟）
- アクセス網の敷設に電柱利用は不可欠であることから、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」における**提供条件の「透明性」を高め、必要な強度や不承諾時の「強度不足」理由の明示を要望。**電柱利用においてNTT柱は電力柱と比べて運用に差があることから、**NTT柱の利用申請が可能となるタイミングを電力柱同様に早めることを要望。**（JCOM）

(検討課題2-2) インフラシェアリング事業の促進の在り方

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- シェアリング事業者が有する鉄塔等工作物については、認定電気通信事業者である移動通信事業者の基地局設置の用に供するものでもあり、土地等の利用目的としては、移動通信事業者が利用する場合と同様と考えられる。シェアリング事業が新たな事業形態であることも勘案し、**シェアリング事業者に対しても、電気通信事業法における公益事業特権の適用が可能となるよう検討すべき。**（JTOWER）

3. 市場環境の変化を踏まえた電気通信事業の在り方

検討課題3：市場環境の変化を踏まえた電気通信事業の在り方についてどう考えるか

- **通信ネットワーク**について、**電話時代のPSTNからインターネット時代のIP網に2025年1月までに移行が予定され、近年は仮想化・クラウド化が進展するなど大きく変化しており、これに伴って提供するサービスやプレイヤー、その影響力も変化しつつある。**
- これらの市場環境の変化を踏まえて、**これまでの時代における電気通信事業や業務規律の在り方、新たな時代における電気通信事業に関する規律の在り方についてどう考えるか。**特に事業者等から意見のあった以下の項目についてどう考えるか。

（検討課題3-1）電報事業の在り方

- ・ 電報については、電気通信事業法制定時、極めて高い人力依存度を有する事業であり、国民生活における最低限の通信手段として全国あまねく確保されるべきものであることを踏まえ、当分の間、**電気通信事業とみなされ、NTTとKDDIの独占事業**とした上で、**契約約款・料金の認可や事業廃止の許可等**の規律が課されている。
- ・ 近年、国内電報の利用はピーク時の96%減、国際電報の発着は1日1通程度である等、**大幅に利用が減少し、収支が悪化**していることから、事業者から電報事業の在り方について見直してほしいとの意見が出ているところ、**その利用動向や代替手段の普及等の状況**を踏まえ、特に以下の規律※を引き続き確保することの必要性の観点から、電報事業の独占や許認可等の規律を含む**今後の国内電報・国際電報事業の在り方についてどう考えるか。**

※ ①事業の休廃止に係る許可制、②業務区域の変更に係る許認可制、
③料金に係る契約約款の変更に係る認可制（総括原価方式であることが必要）

（検討課題3-2）電話時代の業務規律の在り方

- 通信市場において従来中心的地位を占めていた**メタル固定電話**は、電電公社から設備等を承継したNTTが独占的なシェアを占めており、利用者の利益に及ぼす影響が大きいことから、基準となる料金指数を定め、それを超える料金指数の料金を定める場合には総務大臣の認可を必要とする**プライスカップ規制**が課されており、これは、実質的には**電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性を確保する仕組み**として機能してきた。
- 電話のネットワークについて、**PSTNからIP網への移行**が2025年1月までに予定され、**老朽化が進むメタル回線設備**については2035年頃を目途に縮退せざるを得ない旨NTTが表明しているところ、ユニバーサルサービスに関する制度の在り方の議論も踏まえ、メタル固定電話について引き続き**プライスカップ規制の対象とすることについてどう考えるか**。

（検討課題3-3）ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方

- 現行の電気通信事業法は、**ネットワーク設備を自ら設置し、又は、他人の需要に応じて通信を媒介する者に着目した規律**の構造となっている。これは、同法の制定当時に主であった**固定電話がネットワーク設備を設置する者間で設備を接続し通信を媒介する形態で提供されるサービス**であったことに起因している。
- 仮想化技術等の進展により、仮想化した機能のクラウドへの移管や、クラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が実現されるようになってきており、今後、**通信ネットワークを構成する設備や機能の変化**とともに、これらを**提供する事業者の登場・変化、その影響力の拡大**など、**ネットワークの仮想化・クラウド化により電気通信事業を取り巻く環境が大きく変化していくことも想定される。**
- このような環境変化に伴い、**設備と機能の分離**や、従来のように**物理的な接続点が存在しない形での他者設備の利用**等が進展することが考えられるところ、物理的設備を起点に概念が構築されている現在の電気通信事業法の体系の在り方を含め、**回線設備の設置や媒介行為の有無に着目した規律の在り方**について、公正競争の確保、サービスの安定的な提供や利用者保護等の観点から、**どう考えるか。**

- 電報の事業は、「当分の間」、電気通信事業とみなされ、NTT東西とKDDIのみが行うことができるとされている（事業法原始附則第5条）。電報の事業には、平成15年改正前の事業法（料金については平成10年改正前の事業法）が適用され、契約約款・料金の認可や事業廃止の許可等の規律が課されている。
- 国内電報については、利用通数がピーク時（1963年）から96%減（2022年（令和4年））となり、サービス収支も令和2年度に赤字に転落。なお、複数社が電報類似サービスを提供中。

（NTT東西の国内電報の取扱量は、1963年が9,461万通、2022年が377万通。）

- 国際電報市場が縮小傾向で事業収支も悪化傾向*。現在国際電報事業を提供していない国がある等、国際電報事業は国際的にも縮小傾向。

※ 取扱量は、2023年度において307通であり、直近25年で約1/350、直近10年で約1/5に減少。赤字額は、2023年度において8百万円程度であり、2018年以降拡大傾向（直近12年間継続的に赤字）。売上は、2023年度において3百万円程度であり、1997年度には10.8億円から大きく減少。

構成員限り

電報の利用用途の変化

	1963年	2020年
一般利用（緊急連絡）	86%	8%
慶弔利用	14%	92%

電報に係る契約約款・料金の認可や事業廃止の許可等の規律

		契約約款	料金	事業廃止
国内電報		認可	認可	許可
国際電報		届出	認可	許可
(参考) 信書便	一般	認可	届出	許可
	特定	認可	—	届出

【出典】情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第121回）
資料121-2「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更の認可について」（令和4年3月28日）

(比較のため全て税込料金)

		NTT東西*1	日本郵便*2 (レタックス)	A社*2	B社*2	C社*2
受付方法		電話、Web、窓口	電話、Web、FAX、 窓口等	電話、Web	Web、FAX(FAXは 法人のみ)	Web、FAX(FAX は法人のみ)
配 達	当日配達 受付締め切 り	～14時	～15時半 (一部地域は～13時半)	～14時 (一部～17時) (一部商品・地域除く)	～14時 (FAX受付:～13時) (一部商品・地域除く)	～17時 (一部商品・地域除く)
	配達対象 エリア	全国 (一部電話配達のみ)	全国	全国 (一部郵便利用) (一部商品・地域除く)	全国 (一部郵便利用) (一部商品・地域除く)	全国 (一部郵便利用) (一部商品・地域除く)
	配達対象日	12/31～1/3以外	年中無休	12/31～1/3以外 (一部商品は12/31～1/5以外)	12/31～1/3以外	年中無休 (一部商品・地域除く)
受 付 方 法	Web	1,320円/頁 頁追加ごと 330円	524円～ <ページ追加可> 32円～	1,760円～	1,650円～ 【法人会員の場 合】 1,254円～	1,650円～ 【法人会員の場 合】 1,100円～
	電話	1,760円/頁 頁追加ごと330円	604円～ <ページ追加可> 100円～	～25文字 770円 5文字ごと +99円	—	—
	FAX	—		—	1,639円～ 【法人会員の み】	1,815円～ 【法人会員の場 合】 1,265円～
台紙		0円～	台紙込み料金	台紙込み料金 電話受付は台紙別	台紙込み料金	台紙込み料金

* 1 2024年5月時点 (2022年10月 受付時間・配達関係の変更、2023年1月 料金体系の変更・定文電報の廃止・FAX受付の廃止)

* 2 2024年5月時点 (総務省にて各社ホームページ等確認)

- 市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス（指定電気通信役務）のうち、**利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス（特定電気通信役務）に対し、料金水準の上限（基準料金指数）を定める**ことにより、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、**平成12年10月から上限価格方式（プライスカップ制度）を導入**。（電気通信事業法第21条）
- NTT東日本・西日本の**加入電話・ISDN、公衆電話、番号案内料**が対象サービス。
- NTT東日本・西日本の**実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定が可能**。基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者（NTT東日本・西日本）が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線
・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等



保障契約約款を作成し、
総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話



プライスカップ規制の
対象

プライスカップ制度の対象サービス（特定電気通信役務）

- ・NTT東日本・西日本が提供する音声伝送サービス（加入電話、ISDN、公衆電話）（電気通信事業法施行規則第19条の3）
- ・個別のサービスごとではなく、上限価格の対象役務種別のバスケットで基準料金指数を設定（電気通信事業法施行規則第19条の4）

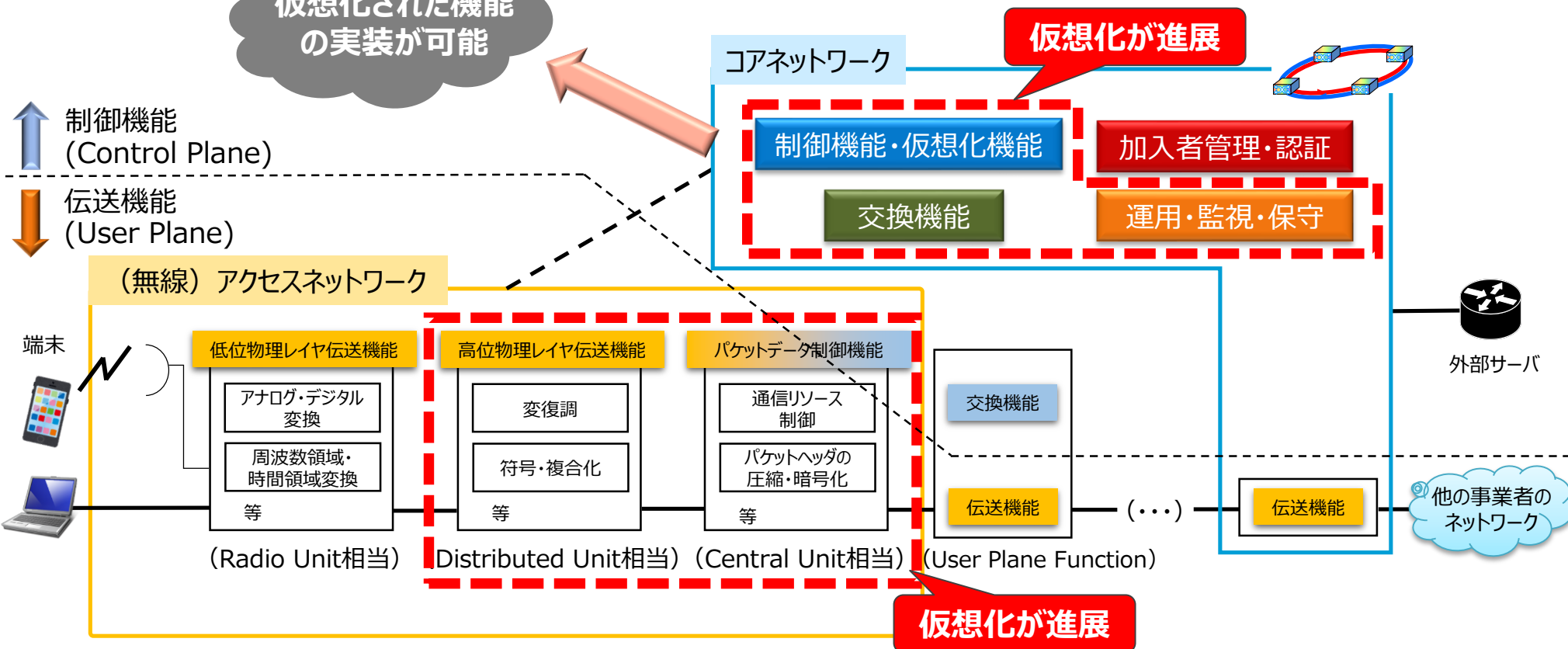
種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN（基本料、施設設置負担金、通話・通信料）、公衆電話（通話・通信料）、番号案内料

- 仮想化技術※等の進展により、コアネットワークの重要な**制御機能**やアクセスネットワークの**伝送機能等の仮想化が進展**。
 ※ 複数のハードウェア（サーバー、OS、CPU、メモリ、ネットワーク等）をソフトウェアで統合・再現することによって、物理的な制限にとらわれず、自由なスベックでハードウェアを利用する技術
- 外国では、**仮想化した機能のクラウドへの移管やクラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が実現**。
- 仮想化等により、**設備と機能との分離、物理的な接続点が存在しない形で他社設備を利用するような形態等が進展するため、機能の提供の在り方や、機能と切り離れた設備の提供の在り方等が課題として生ずることとなる**。

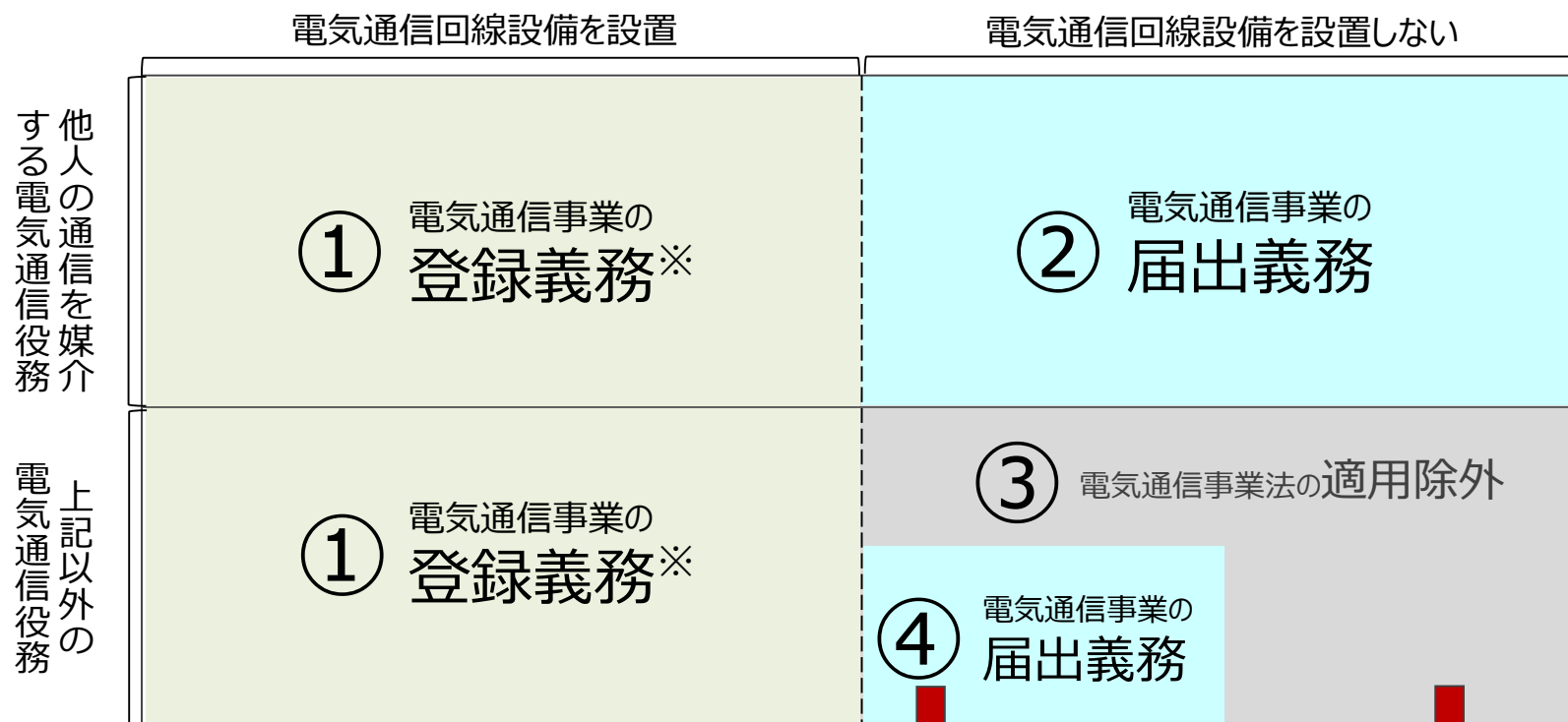
クラウド

仮想化された機能
の実装が可能

＜通信ネットワークの仮想化イメージ＞



- 電気通信事業法は、「回線設備」の設置や「媒介行為」の有無に応じて、電気通信事業を4種類に分けた上で、**電気通信事業法の適用**の有無や**参入時の登録制・届出制**の別を規定。具体的には、
 - ① 回線設備を**設置する者**：電気通信事業法の**適用対象**とした上で、参入時は**登録制**※
 - ② 回線設備を**設置しない者（媒介あり）**：電気通信事業法の**適用対象**とした上で、参入時は**届出制**
 - ③ 回線設備を**設置しない者（媒介なし）**：「④一部（参入時は**届出制**）」を除き、電気通信事業法の**適用対象外**



※設置する回線設備が一定規模を超えない場合は届出義務

詳細：次頁参照

オンラインショッピングモール、
各種情報のオンライン提供 等

- インターネットの発展等に伴い、従来、電気通信事業法の適用対象外とされてきた「回線設備非設置」かつ「媒介以外」のサービスについて、社会的影響力が大きいサービスが生じてきたため、順次、電気通信事業法の対象に追加。
- また、上記サービスの提供者を含め、その適用対象には外国法人等が多く存在。2020年法改正により、国内の代表者・代理人の指定義務や法令違反等を行った者の公表制度を設け、外国法人等に対する法執行の実効性を強化。

〔「回線設備非設置」かつ「媒介以外」の電気通信役務への電気通信事業法の適用〕

1984年（法制定時）

規律の適用対象
なし



2015年法改正

規律の適用対象
①ドメイン名電気通信役務

※ インターネットの URLやメールアドレスのドメイン名に対応するIPアドレスについて、問い合わせを受けたら回答するサービス



2022年法改正

規律の適用対象
①ドメイン名電気通信役務
②検索情報電気通信役務 (利用者数1,000万以上の検索サービス)
③媒介相当電気通信役務 (利用者数1,000万以上のSNS等)



提供事業者
・株式会社日本レジストリサービス (JPRS)
・GMOドメインレジストリ株式会社等



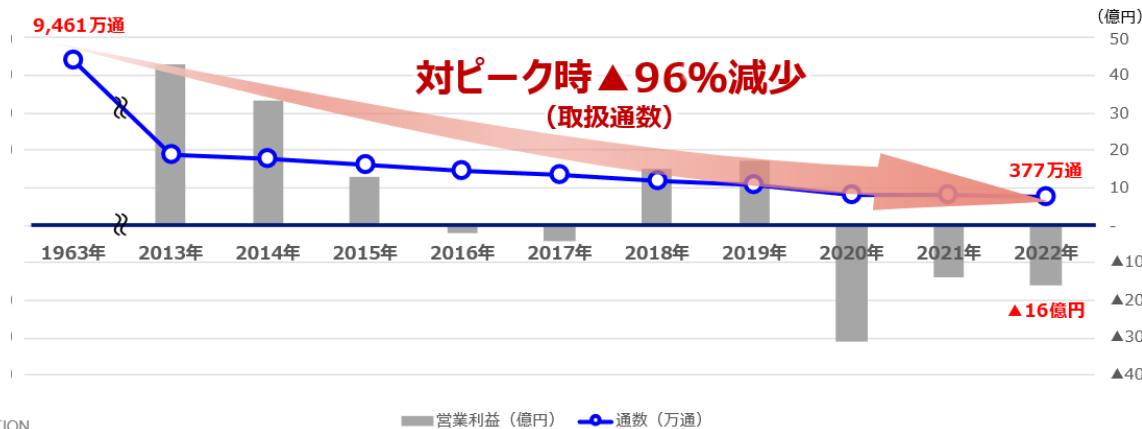
種類	指定事業者
②検索情報電気通信役務 (検索サービス)	マイクロソフト・コーポレーション
	Google LLC
	LINEヤフー株式会社
③媒介相当電気通信役務 (SNS等)	Google LLC
	LINEヤフー株式会社
	Meta Platforms, Inc.
	Tiktok Pte. Ltd.
	X Corp.

(検討課題3-1) 電報事業の在り方

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- 国際電報だけでなく**国内電報**についても、EメールやSNS、電話や他社の電報類似サービスといった代替手段の普及等により、大幅に利用が減少している状況であることから、事業環境によって提供条件を自由に変更できるよう**認可制を廃止していただきたい**と考えます。(NTT)

＜電報事業における収支および取扱件数の推移＞



14

- 電報事業については、当分の間はNTT東西（国内電報）、KDDI（国際電報）のみが独占的に提供することができる旨の経過措置が1984年の電気通信事業法制定時に定められ、現在まで同措置が維持されています。Eメールや国際電話といった電報の代替的なコミュニケーション手段も広く普及してきたことにより、国際電報については、その取扱通数が電気通信事業法制定当時から大幅に減少し、現在では発着合わせた全取扱通数が日当たり数通にも及ばない状況となっています。また、国際的には、Eメールや国際電話を事実上の代替手段として、国際電報の取扱を廃止した国も増えています。これらの状況を踏まえ、**国際電報が国内電報同様に独占的な提供と位置付けられた当時の整理や国際電報事業（廃止）の許可制、料金を含む契約約款の認可制等が維持されていることが適切かどうか等について、見直しを検討頂くことを要望**します。(KDDI)

(検討課題3-2) 電話時代の業務規律の在り方

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- NTT東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に公平にネットワーク提供等を行っていく考えですが、今後、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえても、**電話時代の規制・ルール**（LRIC方式による固定電話の接続料算定やプライスカップ規制等）は**廃止すべき**と考えます。（NTT）
- 音声市場については、直近10年でトラフィックが25%減少する等、今後も市場は縮小傾向にあるため、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期に来ており、全事業者へのビル&キープ方式の導入等、環境変化に応じた制度整備の検討が必要と考えます。一方、**LRICは**、接続料算定のみならず、ユニバーサルサービス制度における補填額の算定等にも活用され、交付金規模の肥大化を防止する等**重要な役割も果たしており、そのような必要な規制・ルールまで廃止することは適切ではない**と考えます。（KDDI）
- メタルOABJ電話は現状においても約1,400万加入存在し、電話のみのニーズも依然高い。メタル縮退後も光等電話単体サービスへの円滑な移行を実現するうえで不当な競争やNTT独占を排除する制度維持が必要。第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機等の接続料算定にはLRIC方式が適用されているが、これは実際費用方式による接続料算定では情報の非対称性があることや第一種指定電気通信設備設置事業者の非効率性の排除の点で一定の限界があったことから導入されたもの。2025年1月のIP網移行後の接続料算定の一部(メタルIP電話)において引き続きLRIC方式が用いられることとなっており上述の課題を解消するためには**今後もLRIC方式は有用であることから廃止すべきではない**。（ソフトバンク）
- NTT持株及びNTT東西が承継した「特別な資産」は、今後も我が国のすべての電気通信サービスの基盤となる。NTT法の第一条の目的に定められる、「安定的な電気通信役務の提供の確保」の必要性は、現在においてむしろ増しており、変わるものではない。特に、**LRICについては、電話のユニバーサルサービス交付金制度の交付金の設備管理部門コストの算定にも用いられていることを鑑みれば、「安定的な電気通信役務の提供の確保」のための電話時代の規制・ルールの必要性についても変わるものではない**。（楽天モバイル）

(検討課題3-3) ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方

(公正競争WGにおける構成員の主な意見)

- 設備とサービスが分離可能となっており、その現状に適したものに法律を見直す機運が高まっている。(矢入構成員)

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- 情報通信インフラは、GAFAM等のプラットフォームが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、レイヤーの垣根を越えた通信サービスが展開されています。こうした市場変化を踏まえれば、設備の設置者や国内の事業者間の競争のみに着目するのではなく、**多様なプレイヤーが多様な形態で競争を行っている実態を反映した規制・ルールへと見直していくことが必要**と考えます。(NTT)
- 現在の電気通信事業法は「設備」起点の規制ではあるものの、現実的には「機能」に着目した規制であるとの認識であり、仮想化・クラウド化が進展しても、**公正競争の確保、サービス安定供給、利用者保護等の重要性は変わらない**と考えます。(KDDI)
- 市場支配力の源泉となるNTT東西の保有する「特別な資産」とそれに付随するボトルネック性が、NTTグループの一体化や技術の進展(仮想化・クラウド化)等によって、現行規制の枠外にある設備に当該ボトルネック性が移転することはあり得る認識。**現行の設備を起点とした法制度で十分担保可能かについては継続的に検証していくことが適当**。(ソフトバンク)
- NTT東西の持つ「特別な資産」は、ネットワークの仮想化・クラウド化といった環境変化に加え、今後の5G時代における電気通信市場及びその周辺市場(例えば、エッジクラウドを活用したICTソリューション等)の拡大により、さらに重要性が高まることが想定される。**NTT法の「特殊法人法」としての規律により、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠**である。(楽天モバイル)